

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷六十第

行發日一月二年二十正大

## 論叢

資本主義經濟學と自然法則 . . . 法學博士 河上肇  
 納稅義務者としての國家 . . . 法學博士 神戸正雄  
 階級に就いて . . . 文學博士 高田保馬

## 時論

養蠶業の擴張及び改善 . . . 法學博士 戸田海市  
 農業不動産金融と一般不動産金融 . . . 法學博士 河田嗣郎

## 說苑

個人主義及社會主義局外觀 . . . 法學博士 財部靜治  
 舊岡山藩の社倉法に就て . . . 經濟學士 黒正巖

## 雜錄

地租の改廢に就て . . . 法學博士 小川郷太郎  
 白耳義に於ける失業保險制度に就て . . . 法學士 一戸二郎

に於ける失業保險制度の成功に付て多大の教訓を受けた。

抑も歐洲大陸には大戰以前より失業救濟國際協會 (L'association Internationale pour la lutte contre le chômage) なるものがあり、白耳義には其の支部があつた。其の後白耳義の諸都市及諸州に於ては漸時失業保險の補助制度を開始し國家も一九〇八年八月以來市町村、共濟組合、勞働組合等の失業保險基金に對し失業給付附加の形式に依つて國家補助を開始した。

歐洲大戰後世界的失業の襲來に當つて、政府は一九二〇年十二月の勅令に依て、市町村基金其他官憲の監督の下にある失業保險基金に對し四月毎に組合員釀出の五〇%に當る補助金を給付するの制度を樹て、同時に上記失業救濟國際協會の白耳義支部に對し強制失業保險法案に關する大綱の審議を命じた。支部に於ては、勞働者の代表者、各失業保險基金の代表者等各方面の専門家を集めて之が審議を爲し、政府に於ては此の答申に基いて目下法案の起草中である。

## 白耳義に於ける失業保險制度に付て

一戸 二郎

### 一、序言

筆者は大正十年の秋、白耳義の諸市を歴訪して失業保險の制度を研究し、就中ガン市 (Gand)

二、現時白耳義に於ける失業  
保險補助制度の二種

從來白耳義に行はるゝ失業保險補助制度には  
左の二種が存する。

一、リエージ (Liese) 市に於けるが如き掛金  
總額を標準とする補助制度

リ、ガン (Gand) 市に於けるが如き失業給付  
金額を標準とする補助制度

此の二種の方法には夫々一長一短がある。先  
づガン制度の得失を述べれば

一、其の長所 (イ) 失業状態の緩急に應じて補  
助額も自ら増減することを得る點 (ロ) 此の制  
度に於ては補助金に相當する部分は先以て  
保險組合に於て失業者に對し保險組合固有  
の給付と併せ給し、其の後其の給付の正當  
なりし事が認められて始めて其の部分の補  
償を受くることとなるが故に、組合に於て  
は給付を猥りにすること無く從て失業の鑑  
査を嚴にし延ては失業を豫め防ぐ方面に力  
を注ぐに至る點 (ハ) 失業眞偽の鑑査が組合と

補助官憲と二重になるが故に惡徳者の發生  
を阻止する點

二、其の短所 (イ) 産業的大恐慌の爲に大々  
的失業起り爲に失業保險組合の資金既に盡  
きたる場合にはもはや補助を受くることを  
得ざるに至るべき點 (ロ) 失業保險組合の給付  
額に差異ある場合、其の補助額も從て異な  
り、各組合の間に嫉妬を醸す虞ある點 (ハ) 補  
助を爲すに當つては一々の給付に付て其の  
正當なりや否やの審査を要するが故に其の  
行政上の手續煩雜なる點

次に「リエージ」の制度の長短は

一、其の長所 (イ) 補助金支給の手續極めて簡  
易なる點 (ロ) 失業保險組合に於て平常比較的  
多くの掛金を取り、此に補助を受けて大なる  
積立金を作り、遂には補助を受くるの必  
要なきに至るべき點

二、其の短所は失業状態の緩急に應じて補助  
額自ら増減するを得ざる點及失業眞偽の鑑  
査のガン式程嚴密に行はれぬ點

要するに失業保険補助制度はガン式とリエー  
ジ式の長を取り短を棄つる折衷式を可とするも  
のであらう。然し乍ら双方共失業保険組合（其  
の多くは労働組合である）を利用し、組合の財  
政に直接痛痒を感じる處の組合員自らをして失  
業の豫防鑑別に當らしむる點に於て一致する。

失業保険の理想は勿論傭主にも贖出を負擔せし  
め、全国的に給付を統一するにあるのであるが  
新に失業保険を創始せむとする國に於ては、白  
耳義に於けるが如き失業保険補助制度より始む  
るを以て最も容易且實際的なりと信する。唯此  
の場合に於ても全国的職業紹介網の存在を前提  
とすること云ふまでもないことである。ガン市  
の失業保険が世界に於ける失業保険成功の嚆矢  
であつたことは人の皆知る處である。

### 三、ガン市失業保険補助制度の 大綱及其の成績

現時に於けるガン市失業保険補助制度の大綱  
は左の如くである。

#### 一、補助金交付の目的の爲にガン失業基金な

るものを設け此の基金に於て補助金交付の  
事務を管掌する。

二、失業保険を誓む認可組合に於ては失業給  
付を交付するに當つては補助金に相當する  
部分も先づ併せ給し、ガン失業基金は一件  
毎に審査の上毎月一回之が補償を爲すので  
ある。

三、補助額は一人一日ニフランを最大限とし  
且補助額は組合給付金の一〇〇%を超え  
ることはない。又同一人に付一年六〇日を超  
えぬ。

四、補助の條件として失業が自己の意思に依  
らざることと明にすることを要する。即ち  
此の點の立證方法として失業保険組合は傭  
主の證明書を取つて此をガン失業基金に送  
付する。又今一つの條件としては失業者が  
労働紹介所に出頭して而も尙職業を見出し  
得なかつた事を立證することを要する。ガ  
ン失業基金に於ては此等の點を各件毎に精  
査の上失業の第二日より補助金を支給する

ことゝなるのである。  
 ガン市失業保險の成績は誠に目覺しきものがある。材料は稍古いけれども、一九一三年にガン市に博覽會が開かれた際ガン失業基金に依つて出版頒布せられた小冊子「ガン市に於ける失

業に對する事業」(Les Oeuvres de la ville de Gand contre chômage)に記載せられた統計は、最も好く整備したものであるが故に、左に之を掲出することとする。

額	職業教育				養老年金件數	市ニ扶助留置セラル、浮浪人其ノ他	一月一日現在救濟局ニ依ル被扶助者	勞働組合ニ於ケル失業者ノ割合
	工業學校	職業學校		市ニ依リテ補助セラル、學校				
		男兒ノモ	女兒ノモ					
10	1,065	237	196	66	3,793	857	5,878	2.6%
15	1,162	269	207	57	3,890	915	5,515	2.9%
22	1,148	264	202	63	4,764	894	5,406	3.0%
22	1,192	255	270	93	4,791	896	5,384	3.0%
22	1,122	295	260	112	4,658	908	4,609	2.3%
22	1,099	386	252	89	5,223	868	4,549	1.9%
23	1,179	457	294	2,025	5,383	817	4,353	1.8%
47	1,179	500	297	2,320	5,507	815	4,140	2.9%
35	1,311	489	321	2,708	5,669	811	3,766	3.3%
39	1,340	473	302	2,855	5,708	782	3,429	2.0%
34	1,353	453	321	2,962	5,905	752	3,246	1.5%
41	1,375	479	308	3,204	6,184	709	3,156	1.2%

千法

年 次	一月一日ニ於ケル人口	勞働紹介所		ノ最高ナルモノ 勞働組合ノ支拂ヒタル失業金總計	金 基 業 失 市 ン ガ					
		備 入 申 込	紹 介 ニ 基 ク 就 職		總 數					基 金 ニ 依 ル 補 助
					認 可 組 合	組 合 員	失 業 者	失 業 日	失 業 金	
1901	160	2,681	1,323	836	28	13,000	2089	—	17	6
1902	163	2,496	1,289	—	28	12,300	3250	31,325	41	16
1903	163	2,442	1,367	—	28	12,300	2711	30,296	35	21
1904	163	2,868	1,848	—	33	12,200	2010	36,302	42	25
1905	163	3,282	2,666	—	32	12,200	2019	34,965	35	20
1906	163	3,757	2,801	1,371	33	13,300	2601	35,751	41	19
1907	163	3,277	2,245	—	34	17,500	3588	38,529	41	23
1908	164	3,301	2,568	—	35	18,000	7539	82,579	99	46
1909	164	4,281	3,149	—	43	19,264	7186	76,564	87	38
1910	165	4,416	2,494	—	44	17,937	5947	68,588	70	31
1911	165	6,734	4,274	—	45	18,646	3334	46,085	47	26
1912	166	9,424	5,888	1,776	47	20,000	3467	35,612	40	20

右に掲ぐる統計の示す處を略述すれば左の如き結果となる。

一、ガン失業基金創設(一九〇九年)以來人口の増加は四%である。

二、失業保険に加入せる労働者の増加は五四%である。

三、失業保険組合の支拂つた失業給付金總額の増加は一一五%である。

四、ガン失業基金に對する市の支出の増加は三二三%である。

五、ガン市に依り經營又は補助せらるゝ職業學校の増加は二四三%である。

六、労働紹介所に依る就職の増加は三四六%である。

七、然るに公共の扶助を受くるもの、減少は四六%。

八、留置せらるゝ浮浪人の減少一八%。

九、労働組合の失業者の減少は五四%。

右の如き結果は何人と雖成功と目せざるを得ざる處で、此の制度が白耳義内の卅市は勿論大

(完)